

【日常生活用具給付案内】（難病患者用）

種目（耐用年数）	障害及び程度	性能（基準額）
特殊寝台 （8年）	寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として難病患者等の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの （基準額 154,000円）
特殊マット （5年）	寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの （基準額 19,600円）
特殊尿器 （5年）	自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの （基準額 67,000円）
体位変換器 （5年）	寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの （基準額 15,000円）
移動用リフト （4年）	下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 （基準額 159,000円）
訓練用ベッド （8年）	下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの （基準額 159,200円）
入浴補助用具 （8年）	入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 （基準額 90,000円）
便器 （8年）	常時介護を要する難病患者等	難病患者等が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 （基準額 9,850円）
移動・移乗支援用具（8年）	下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの。 （基準額 60,000円）
特殊便器 （8年）	上肢機能に障がいのある難病患者等	温水温風を出し得るもの又は難病患者等を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 （基準額 151,200円）
自動消火器	難病患者等であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。 （基準額 28,700円）
ネブライザー（吸入器） （5年）	呼吸器機能に障がいのある難病患者等	難病患者等が容易に使用し得るもの （基準額 36,000円）
電気式たん吸引器 （5年）		難病患者等が容易に使用し得るもの （基準額 56,400円）
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメータ） （3年）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得る者。 （基準額 157,500円）